

本宮市農業委員会 第1回総会 議事録

1. 開催日時 令和元年7月22日（月）午後2時00分

2. 開催場所 本宮市役所 3階 大会議室

3. 出席委員

農業委員会委員（仮議席順）

1番 渡邊 謙輔	2番 遠藤 政幸	3番 國分 政利
4番 伊藤 隆一	5番 渡辺 喜一	6番 石橋 廣基
7番 三瓶 和彦	8番 渡邊 善幸	9番 三瓶 修藏

4. 欠席委員 なし

5. 遅参委員 なし

6. 職員 事務局長 三瓶 隆

7. 書記 農地係長 伊藤 晋平

事務局長	大変お待たせいたしました。それではこれより、農業委員会の第1回総会を次第に基づき開会いたします。
事務局長	最初に、高松市長よりご挨拶いただきます。
市長	市長あいさつ
事務局長	ありがとうございました。ここで市長は公務により、退席させていただきます。
事務局長	それでは、議事に入ります前に、事務局職員のご紹介をいたします。農地係長の伊藤晋平でございます。よろしくお願ひいたします。臨時職員の間根孝子でございます。よろしくお願ひいたします。最後に、事務局長の三瓶隆でございます。よろしくお願ひいたします。
事務局長	次に、農業委員の皆さんをご紹介いたします。大変恐縮ですが、自己紹介とさせていただきますので、仮議席1番の渡邊謙輔委員から自己紹介をお願いいたします。
各委員	各委員自己紹介
事務局長	ありがとうございました。
事務局長	次に、臨時議長の指名を行います。臨時議長につきましては、地方自治法第107条の規定に基づきまして、委員の最年長委員が務めるとなっておりますので、三瓶修藏委員をお願いしたいのですがよろしいでしょうか。それでは、三瓶修藏委員をお願いいたします。前の議長席にお越しく下さい。
	仮議席9番 三瓶修藏 委員
臨時議長	臨時議長の指名を受けました三瓶修藏です。暫時の間議長を務めさせていただきます。それでは、「6会期の日程」について、本日限りとしてよろしいか伺います。
	(異議なし)
臨時議長	異議なしと認め本日限りと決定いたします。

臨時議長	次に、「7議事録署名委員の指名」に移ります。議長より指名してよろしいか伺います。 それでは、仮議席1番 渡邊謙輔委員と仮議席8番 渡辺善幸委員を指名いたします。続きまして、付議案件に入ります。「日程第1 互選第1号 本宮市農業委員会会長の互選について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
臨時議長	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明) 農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定、並びに、本宮市農業委員会の会長等の互選に関する要領の規定に基づき互選するものといたします。
臨時議長	説明が終わりましたので、会長の互選に入ります。選挙の方法は、「投票による方法」と「指名推薦」による方法がありますがいかがいたしますか、お諮りいたします。
渡邊謙輔委員	投票による方法をお願いします。
臨時議長	投票による方法という声があがっていますが、異議ございませんか
	(異議なし)
臨時議長	異議なしと認め投票による方法とさせていただきます。どなたか立候補される方はございませんか。
伊藤隆一委員	わたくし、伊藤隆一が立候補します。
臨時議長	只今、伊藤隆一委員より、立候補の発言がありました。 他に立候補される方はいませんか。
渡辺喜一委員	わたくし渡辺喜一が立候補します。
臨時議長	二人の候補者がありますが、他にございませんか。
	(なし)
臨時議長	只今、二人からの立候補がありましたので、会長選挙は、投票による方法で行います。議場を閉鎖します。
臨時議長	お諮りいたします。「本宮市農業委員会の会長等の互選に関する要領第5条」の規定により、互選管理人に事務局長を指名いたします。 また、立会人に2番 遠藤政幸委員、7番 三瓶和彦委員を指名したいと思いますが、異議ありませんか。
	(異議なし)
臨時議長	異議なしと認めます。
臨時議長	只今の出席委員は9名であります。投票用紙を配布いたします。
事務局	(投票用紙配布)
臨時議長	配布漏れはありませんか。
	(なし)
臨時議長	配布漏れなしと認めます。次に、投票箱を改めさせます。
	(投票箱点検) (農地係長)
臨時議長	異常なしと認めます。

臨時議長	念のため申し上げます。「本宮市農業委員会の会長等の互選に関する要領第6条」の規定により、投票は「単記無記名」で行います。
臨時議長	投票は、議長席に向かって右側から登壇し、投票後は、議長席に向かって、左側から降壇願います。
臨時議長	それでは、事務局長の点呼により、順次投票願います。
	(点呼及び投票)
臨時議長	投票漏れはありませんか。
	(なし)
臨時議長	投票漏れなしと認めます。以上を持ちまして投票を終了いたします。それでは、開票を行います。
	(開票)
臨時議長	結果が出るまでの間、暫時休議します。
	(休議)
臨時議長	議事を再開します。
臨時議長	大変お待たせをいたしました。選挙の結果を報告いたします。 投票総数9票これは先ほどの出席委員数に符合いたします。有効投票9票 無効投票0票 有効投票のうち、伊藤隆一委員 3票 渡辺喜一委員 6票、以上であります。よって、渡辺喜一委員が、会長に当選されました。
臨時議長	これにより、「要領第9条の規定」により、報告といたします。議場の閉鎖を解きます。
臨時議長	それでは、ここで新会長に就任しました渡辺喜一委員よりご挨拶をいただきます。
会長 渡辺喜一	新会長あいさつ
会長 渡辺喜一 (以下、議長)	それでは、「要領第12条の規定」により、会長就任が決まりましたので、「本宮市農業委員会会議規則第7条第1項の規定」により、会長に議長をお願いいたします。これで臨時議長の職を解任させていただきます。委員の皆様のご協力ありがとうございました。
議長	続きまして、付議案件に入ります。「日程第2 互選第2号 本宮市農業委員会会長職務代理者の互選について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
議長	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定、並びに、「本宮市農業委員会の会長等の互選に関する要領」の規定に基づき互選するものといたします。
議長	説明が終わりましたので、会長職務代理者の互選に入ります。選挙の方法は、「投票による方法」と「指名推薦」による方法がありますがいかがですが、お諮りいたします。
國分政利委員	指名推薦をお願いします。
議長	只今、3番、國分政利委員より、指名推薦によられたいとの発言がありま

	した。他にありませんか。
	(なし)
議長	他にありませんので、指名推薦による方法とすることに、異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議ありませんので、選挙の方法は、指名推薦とすることに決しました。お諮りいたします。
議長	指名推薦の方法については、ただいま発言された3番、國分政利委員を指名者といたしたいと思いますが異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議ありませんので、指名者を3番、國分政利委員とすることにいたします。それでは、3番、國分政利委員より指名をお願いいたします。
國分政利委員	1番、渡邊謙輔委員 (被選挙人の指名発言)
議長	お諮りいたします。 ただいま指名されました、渡邊謙輔委員を当選人と定めることに異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認め、ただいま指名されました渡邊謙輔委員が会長職務代理者に当選されました。 それでは、ここで新会長職務代理者に就任しました渡邊謙輔委員よりご挨拶をいただきます。
渡邊謙輔委員	新会長職務代理者あいさつ
議長	続きまして、「日程第3 議案第38号本宮市農業委員会委員の議席決定について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
議長	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)議席決定については、規定はありませんので、抽選とするか、そのままの議席で良いのかをお諮り願います。また、慣例として、1番を会長職務代理者とし、9番を会長となりますことをご了承ください。
議長	説明が終わりましたので、お諮りいたします。議席2番から8番までを、抽選とするかそのままの議席でよいか伺います。
全員	(そのままの議席でよい)
	(異議なし)
議長	異議なしと認め、そのままの議席で決定しました。
議長	議席を事務局より発表します。
事務局長	事務局より議席の報告
議長	以上のように議席が決まりました。それでは、これより席替えを行います。暫時休議します。
	(休議)(席の移動)

議長	議事を再開します。続いて、「議案第39号 本宮市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
議長	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
議長	説明が終わりましたので、質問を受けます。
	(異議なし)
議長	異議なしと認め、「議案第39号本宮市農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、原案のとおり決定してよろしいか伺います。
	(異議なし)
議長	異議なしと認め、「議案第39号本宮市農地利用最適化推進委員の委嘱について」は原案のとおり決定します。
議長	続いて、「議案第40号本宮市農地利用最適化推進委員の地区割について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
議長	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
議長	説明が終わりましたので、質問を受けます。
	(異議なし)
議長	異議なしと認め、「議案第40号本宮市農地利用最適化推進委員の地区割について」は、原案のとおり決定してよろしいか伺います。
	(異議なし)
議長	異議なしと認め、「議案第40号本宮市農地利用最適化推進委員の地区割について」は原案のとおり決定します。
議長	次に、「議案第41号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
議長	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
議長	説明が終わりましたので、質問を受けます。
	(異議なし)
議長	異議なしと認め、「議案第41号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」は、原案のとおり決定してよろしいか伺います。
	(異議なし)
議長	異議なしと認め、「議案第41号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」は原案のとおり決定します。 以上で本日付議された案件はすべて終了しました。これで議長を解任させていただきます。
事務局長	臨時議長の三瓶修藏委員、並びに議長の渡辺喜一会長ありがとうございました。それでは、9その他に移ります。委員の皆さんからございますか。

	(なし)
事務局長	ありませんので、これで農業委員会第1回総会を閉会とします。慎重審議ありがとうございました。

令和元年7月22日
(閉会午後2時30分)

本宮市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

議長 渡辺 喜一

議席1番委員 渡邊 謙輔

議席7番委員 渡辺 善幸